会議開催費助成金交付規程

（目的）
第１条　この規程は、公益財団法人中辻創智社（以下「当財団」という。）定款第 4 条第 1 項第 3 号に定める助成の対象になる者に交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象）
第２条　この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げる者とする。
(1) 日本の大学もしくは、研究機関、教育機関、学術研究団体に所属する者で、シンポジウムや学術集会、勉強会の主催を計画する者（大学生・大学院生を含む）。

（申請者の募集及び資格）
第３条　会議開催費助成金の交付希望者（以下「申請者」という。）の募集方法は、公募とする。
2　次の各号に掲げる者および会議は選考対象としない。
(1) 当財団の理事、監事、評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族である者。
(2) 営利目的の会議
3　募集に関する具体的事項は、理事会において決定する。

（申請及び申請期間）
第４条　申請者は、所定の申請書を当財団に提出しなければならない。
2　開催まで１年未満の会議について、申請を随時受け付ける。
3　申請に関する具体的事項は、理事会において決定する。

（助成の額と件数）
第５条　助成の額は 1 件あたり 50 万円、もしくは 50 万円を上限とする任意の額とし、助成総額は理事会において決定する。
2　毎年度の助成件数は、助成総額をふまえて理事会において決定する。

（助成の対象となる経費）
第６条　助成の対象となる経費は、会議開催にあたり通常必要とされる費用とする。

（助成金交付手続）
第７条　当財団の事務局長は、受け付けた申請書とその申請書に基づき作成した選考資料を、代表理事の承認を得て、研究奨励選考委員会に送るものとする。

2　研究奨励選考委員会は、第２条の助成金の交付対象となる者を選考し、その結果を代表理事に報告するものとする。
3　理事会は、研究奨励選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
4　理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
5　助成金は、全額をもって申請者に交付する。交付方法は、交付対象者の所属機関へ交付する場合は当該機関の受け入れ方法に従い、会議事務局・実行委員会へ交付する場合は所定の届け出により交付する。

（助成金の決定通知）
第８条　前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

（助成期間）
第９条　交付を受けた助成金の執行期間は、助成決定後から会議修了までとする。

（実施計画の変更）
第 10 条　助成金の交付の決定を受けたのち、実施計画に関し、重要な変更をしようとするときは、あらかじめ当財団の理事会の承認を受けなければならない。

（整理保管）
第 11 条　助成金は、交付対象者の所属機関での委任経理、もしくは会議事務局・実行委員会での経理を原則とし、対象者個人の口座へは入金しないものとする。
2　助成金の交付を受けた者は、領収書および受領書、請求書の関係書類を整理保管しなければならない。

（収支報告）
第 12 条　助成金の交付を受けた者は、助成期間終了後２ヶ月以内に、収支について当財団に報告しなければならない。
2 再三の報告提出要請に応じない場合、採択取り消し及び助成金の返還請求を行うことがある。

（監査）
第 13 条　代表理事は、必要があると認めたときは、助成金の交付を受けた者に対し、経理並びに実施事項につき報告を求め、または経理並びに会議の内容につき監査することができる。

（実績の報告）
第 14 条　助成金の交付を受けた者は、助成期間終了後 2 ヶ月以内に、実績報告を当財団に提出しなければならない。
2 再三の報告書提出要請に応じない場合、採択取り消し及び助成金の返還請求を行うことがある。

（助成金交付対象者の公表）
第 15 条　当財団は、助成金の交付対象会議を公表するものとする。

（助成金の決定の取消、中止、および返還）
第 16 条　助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。
(1) 助成金の故意の不適切な使用があったとき。
(2) 対象となる会議が開催不可能となったとき。
(3) 報告書の提出要請に応じないとき。
(4) その他、この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき。

（改廃）
第 17 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（細則）
第 18 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定めることができる。

附　則
この規程は令和 3 年 12 月 3 日より施行する。（令和 3 年 12 月 3 日理事会決議）

附　則
この規程は令和 4 年 10 月 10 日より施行する。（令和 4 年 10 月 10 日理事会決議）

附　則
この規程は令和 4 年 12 月 5 日より施行する。（令和 4 年 12 月 5 日理事会決議）

附　則

この規程は令和 6 年 1 月 12 日より施行する。（令和 6 年 1 月 12 日理事会決議）

第 18 条に記載する別の定め（別紙）
現在、細則の定めはない。